

## 第6部 都市とみどりが調和するまちづくり ～市街地・都市基盤整備分野～



## ○土地利用の状況

本市の土地利用構成をみると、平成27（2015）年において畑が38%と最も多く、宅地が34%で続いています。本市は、自然環境や農地に囲まれた農村でしたが、近年では住宅を中心とした宅地化が急速に進行しており、既成市街地や各集落には住宅が広がり、幹線道路の沿道には商業施設の立地がみられるようになっていきます。豊崎地区では、県土地開発公社が主体となった大規模開発事業（豊見城市地先開発事業）が実施され、住宅地や道の駅豊崎、アウトレットモール、レンタカーステーションの立地など、現在も観光関連産業や大型商業施設の誘致が進められています。

急速な人口増による宅地化が進行したことで、農地と住宅の混在や、丘陵地への住宅の立地が進み都市基盤が不十分な地域もみられることから、秩序ある土地利用の展開を行っていく必要があります。

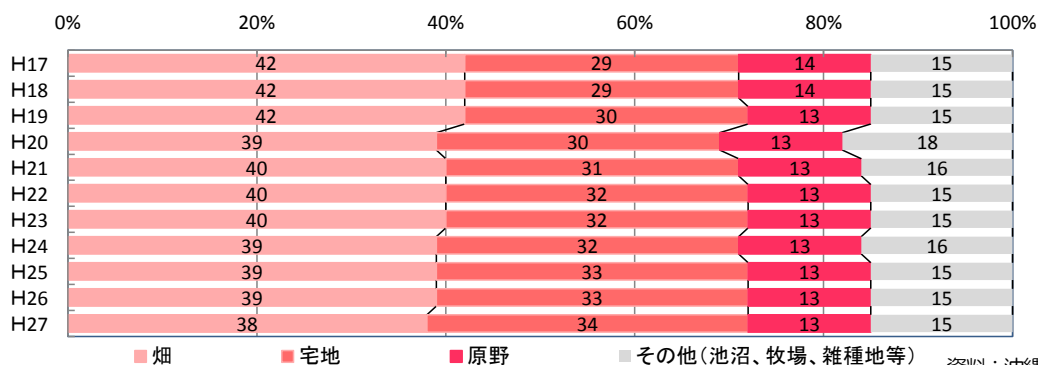
## ○土地利用規制の状況

本市は、都市計画法に基づく「那覇広域都市計画区域<sup>※1</sup>」の一部に含まれており、上田地区を中心とする既成市街地と豊見城団地地区、そして豊崎地区が「市街化区域<sup>※2</sup>」に指定されています。「市街化区域」には「用途地域<sup>※3</sup>」が指定され、建築の用途・形態・高さなどに関する制限があります。それ以外の部分は「市街化調整区域<sup>※4</sup>」であり「市街化を抑制すべき区域」となっていますが、実際には「開発許可<sup>※5</sup>」などにより、都市的な土地利用が散発的に進行している状況です。

その他、漫湖及びその周辺に指定されている「鳥獣保護区<sup>※6</sup>」「特別保護地区<sup>※7</sup>（ラムサール条約登録湿地）」や、「農用地区域<sup>※8</sup>」「保安林<sup>※9</sup>」「漁港区域<sup>※10</sup>」などが指定されており、各々に土地利用に関する規制があります。

今後も、これら土地利用に関する法規制に基づき、適切な土地利用を誘導していく必要があります。

土地利用構成の推移



資料：沖縄県

## 【用語解説】

※1 都市計画区域：一体の都市として整備、開発及び保全する必要がある区域

※2 市街化区域：都市計画法に基づき、市街化を図るべき区域

※3 用途地域：用途の混在を防ぐため、建築の用途・形態・高さなどに関する制限を行う地域

※4 市街化調整区域：都市計画法に基づき、当面は市街化を抑制すべき区域

※5 開発許可：一定の要件に該当する開発行為について開発事業者等が許可を得て行うもの

※6 鳥獣保護区：鳥獣の保護繁殖を図るために指定される区域

※7 特別保護地区：湿地の保全に関する条約であるラムサール条約に基づき漫湖の水域に指定

※8 農用地区域：農業振興地域の中で、おおむね10年先を見越して農用地等として保全していくべき土地

※9 保安林：森林法に基づき、公益目的を達成するため伐採や開発に制限を加える森林

※10 漁港区域：漁港の維持、保全を行う区域



### (1) 土地利用方針の明確化

将来都市構造を基本に、都市と農村と自然が調和した効率的で住みやすいまちの形成を図ります。

また、土地利用の大枠を定めた豊見城市国土利用計画や、土地利用方針など都市計画のあり方を示す豊見城市都市計画マスタープランの市民への周知を図り、必要に応じて見直しを行います。

優良農地の保全と農業振興に向け、農業振興地域における農用地区域を定める豊見城農業振興地域整備計画においても、市民への周知を図り、適切な時期に見直しを行います。

### (2) 土地利用の規制・誘導

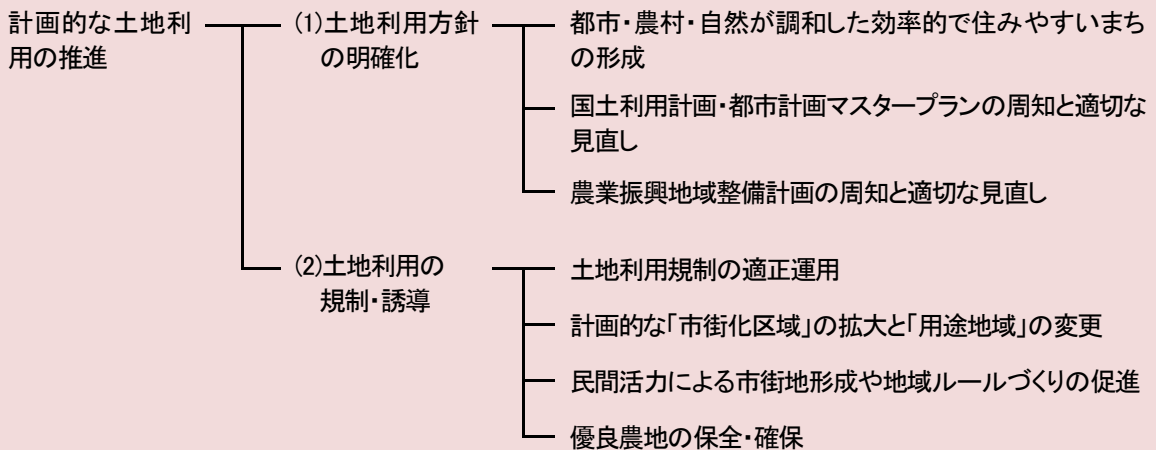
都市計画法における「区域区分（市街化区域と市街化調整区域の区分）」、「用途地域」及び「地区計画<sup>※11</sup>」などの土地利用の規制に関わる基本的な制度を、県との役割分担の下、適正に運用していくとともに、「用途地域」及び「地区計画」の遵守のため、啓発や広報に努めます。

また、既成市街地の土地利用の推進を図りつつ、都市化の動向や市民ニーズを踏まえ、土地利用方針を定めた計画的な「市街化区域」の拡大や「用途地域」の変更等を検討します。

市街地整備に当たっては、民間活力の活用を努めつつ、「土地区画整理事業<sup>※12</sup>」や「地区計画」などを活用した計画的な市街地形成を促進・検討していくとともに、地区計画の申出制度の活用などにより「地区計画」や「建築協定<sup>※13</sup>」などのまちづくりにおけるルールづくりを推進します。

「農用地区域」を中心とした優良農地の保全と有効利用を図りつつ、その除外に当たっては特に計画的な土地利用の誘導に努めます。

#### 施策の体系



目標指標	前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
国土利用計画の改定	第3次計画を策定 (H14年12月)	第4次計画を策定 (H24年3月)	見直し
都市計画マスタープランの改定	現計画を策定 (H21年3月)	素案作成	見直し

**【用語解説】**

※11 地区計画：地区単位の開発や建築のルール

※12 土地区画整理事業：公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業

※13 建築協定：地権者間、地権者と建設業者等の間でかわされる建築に関する協定

## 第2節 調和のとれた市街地の整備

## ○豊見城市の「まちの顔」の形成

本市では、都市計画に基づく市街地開発事業として「豊見城土地区画整理事業」及び「宜保土地区画整理事業」が完了しました。また、「中心市街地土地区画整理事業」については、「土地区画整理事業<sup>※1</sup>」の規模を縮小し、代替事業による整備を進めています。

しかし、上田交差点付近の「中心市街地」では、土地の高度利用化が未だ十分でないなどの課題があり、賑わいと魅力にあふれる豊見城市の「まちの顔」を形成していく必要があります。

## ○市街地の拡大

昭和55（1980）年に「豊見城団地」が「人口集中地区（DID）<sup>※2</sup>」の要件を満たして以降、本市の「市街化区域」は拡大しています。「市街化区域<sup>※3</sup>」では住宅を中心に商業・業務など都市的な土地利用が図られています。

今後も、市民の生活環境の維持・向上に向け、土地利用の規制・誘導や必要な生活基盤の整備・充実により、計画的に市街地を形成していく必要があります。

中心市街地



豊見城団地改良住宅



## ○景観まちづくりの視点

本市には、瀬長島などの西海岸一帯やとよみ大橋と漫湖周辺、丘陵地とグスク群、豊崎地区などの新市街地や昔ながらの集落地の田園風景など、様々な景観資源が存在しており、特徴ある景観を形成しています。

これら特徴ある景観を保全・活用し、優れた都市景観を形成していくため、本市では平成25（2013）年度から平成27（2015）年度にかけて、景観法に基づく豊見城市景観計画（案）を作成したところです。

今後は、景観条例の制定や景観形成重点地区の指定等を行い、市民、事業者、行政がともに景観まちづくりに取り組む必要があります。

## 【用語解説】

- ※1 土地区画整理事業：公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業
- ※2 人口集中地区（DID）：都市としての市街地の規模を示す指標。基本単位区の人口密度が4,000人/km<sup>2</sup>以上かつ隣接した基本単位区の合計人口が5,000人以上となる地区
- ※3 市街化区域：都市計画法に基づき、市街化を図るべき区域

景観まちづくり塾 グループディスカッション



景観まち歩き



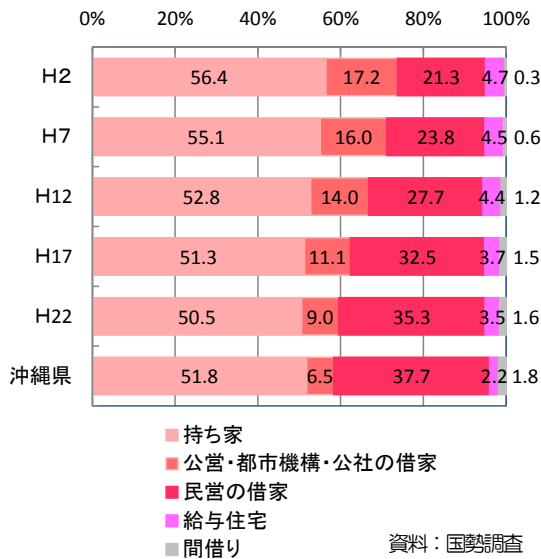
○快適な住環境づくり

本市では、持ち家世帯の割合が約半数を占めていますが、核家族化の進展や市外からの流入によりマンションなどの民営借家が39%を超え、近年急速に増加しています。

本市では、平成16(2004)年度から平成24(2012)年度にかけて、豊見城団地地区に住宅地区改良事業を導入し、老朽化した団地の建替えなどを行いました。

今後も、既存の住宅地の改善や公営住宅の維持・管理はもちろんのこと、人口の増加や高齢社会の更なる進展を見据え、多様な住居ニーズに応じた住環境の整備が必要です。

住宅所有関係別世帯割合の推移



公営賃貸住宅の状況

団地名	棟数	戸数	建築年度
県営住宅	19	1,445	
上田団地	3	128	H23
渡橋名団地	2	253	H17
豊見城団地	2	100	H24
真玉橋市街地住宅	3	287	S62
豊見城高層住宅	3	140	H5
翁長高層住宅	1	128	H7
豊見城団地県改良住宅	5	409	H21
市営住宅	6	419	
豊見城団地市改良住宅	6	419	H22
合計	25	1,864	

※平成28年9月末現在

資料：都市計画課



### (1) 豊見城市の「まちの顔」の形成

市民の誰もが集い、にぎわいと安らぎを感じる求心性のある「まちの顔」づくりを進め、土地の高度利用化を図ります。特に、上田交差点周辺の「中心市街地」の形成に努めます。

また、引き続き「中心市街地土地区画整理事業」の代替事業として、街路事業や地区計画を中心とした整備を推進していきます。

中心市街地（上田交差点周辺）



新庁舎完成イメージ



饒波川線外1線完成予想図



谷口線太平橋



### (2) 市街地の計画的なまちづくり

生活道路における歩道の整備や植栽、段差解消などのバリアフリー化※1、サインや街灯などの公共空間の充実策を、総合的に展開します。

地区の特性を踏まえた地区計画の導入などにより、建物のデザインや高さ、形状などについて、各々にふさわしい土地利用の規制と誘導を推進します。

また、県道 11 号線、県道 68 号線及び国より沖縄県に移管される国道 331 号の拡張整備に伴い、沿道の高度利用の促進を図ります。

### (3) 景観まちづくりの推進

とみぐすくの前風景ともいえる田園景観などの保全・形成に努めるとともに、市街地や集落地においては、地域特性に応じた景観の創造に努めます。

これらを損ねることがないように、周辺地域における土地利用の規制・誘導にも配慮するとともに、景観まちづくりの周知に努め、市民の景観に対する意識の向上を図ります。

また、特に良好な景観の誘導を図る必要がある地区については、豊見城市景観計画に基づき景観形成重点地区指定に向けて取り組んでいきます。

【用語解説】

※1バリアフリー化：段差などの障害の除去

**(4) 快適な住環境づくり**

長寿命化計画を策定し、市改良住宅の適正な維持管理を行なっていきます。また、市内の県営住宅の適正な維持管理を要請していきます。

また、民間における各種の優良な住宅に対する認定制度などを紹介・普及するなど、市内の住宅全体の質の向上に努めます。

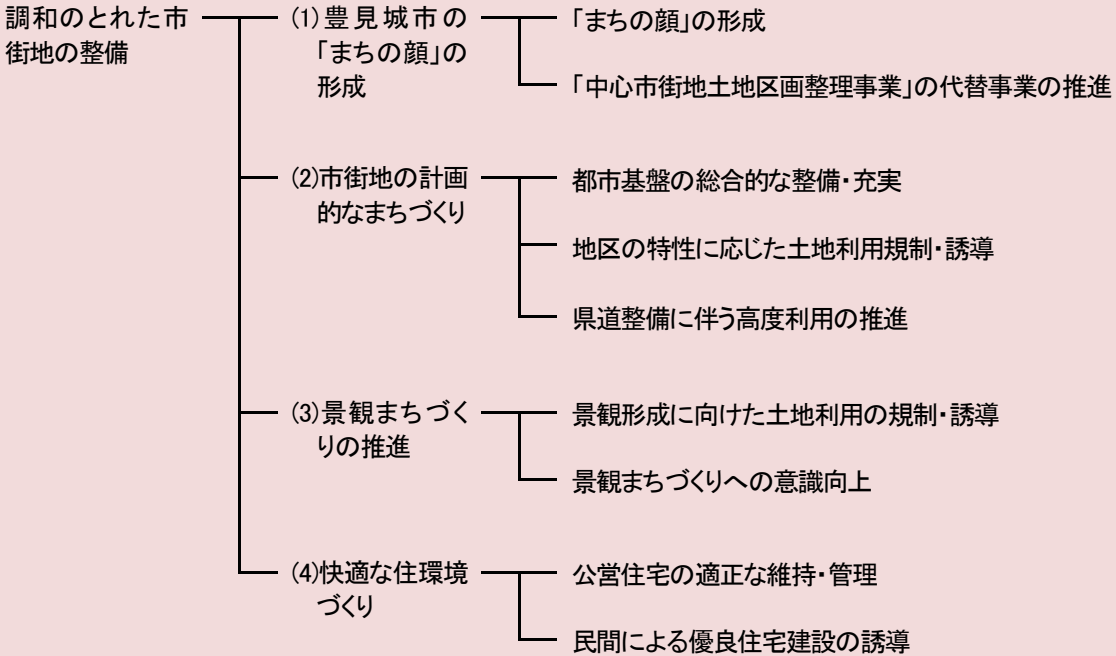
豊崎の住宅地



豊見城団地周辺



**施策の体系**



目標指標	前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
中心市街地土地区画整理事業(代替事業)	代替手法の検討	代替手法の決定・事業化	事業実施
地区計画等のきめ細かなルールづくり	2地区 (宜保地区、豊崎地区)	3地区 (宜保地区、豊崎地区、豊見城・高安地区)	4地区 (宜保地区、豊崎地区、豊見城・高安地区、豊見城地区)

## ○幹線道路網の整備状況

本市の主要な幹線道路には、国道3路線及び県道6路線があり、本市の広域的な自動車交通の多くを処理しています。近年では、高規格道路（高速道路）である那覇空港自動車道（豊見城東道路）や豊崎地区への国道331号豊見城道路が供用開始したことにより、広域交通の利便性が飛躍的に向上してきています。

しかし、都市を形成する上で重要な「都市計画道路<sup>※1</sup>」として21路線が定められているものの、改良率は71.5%（平成26（2014）年3月）にとどまっています。また、幹線となる市道（1級・2級など）の改良状況も58.9%（平成26（2014）年4月）であり、道路の整備が人口増による都市化の進展に追いついていない現状も一部見られます。

## ○安全で快適な生活道路の確保

生活道路網の整備水準は、埋立てによる開発を行った豊崎地区や「土地区画整理事業<sup>※2</sup>」を実施している宜保地区、豊見城地区といった計画的な市街地開発が実施された区域では高いものの、急速な宅地化が進行している地区など、その他の地区では比較的低い状況にあります。また、生活道路整備に対する市民の期待も高いものとなっています。

市民の生活に密着している住宅地内の市道や集落内道路などにおいては、適切な整備・改良や維持・管理を実施していくことが求められます。

国道331号豊見城道路



市道の整備状況

単位：m、%

	実延長	改 良 済		未 改 良		改良率
		5.5m以上	5.5m未満	5.5m以上	5.5m未満	
1級	31,913	18,595	1,612	137	11,569	63.3
2級	14,576	6,600	2,529	702	4,745	62.6
その他	94,187	28,101	25,474	4,215	36,397	56.9
計	140,676	53,296	29,615	5,054	52,711	58.9

※平成26年4月現在

資料：道路施設現況調査

## 【用語解説】

※1 都市計画道路：「都市計画法」に基づき「都市計画決定」を行い整備する道路

※2 土地区画整理事業：公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業



### (1) 幹線道路網の整備

那覇空港自動車道的那覇空港への延伸などにより増加が予想される広域的な自動車交通処理機能を担う幹線道路網については早期整備を要請し、交通渋滞の緩和・解消を図ります。

沖縄県が実施している本市の東西の中心軸となる県道 11 号線及び県道 68 号線の改良を促進します。また、県道東風平豊見城線の整備を促進するとともに、隣接する南部市町とのアクセス性の向上を図るため、東西の幹線道路の強化などを要請します。さらに、那覇空港自動車道の高架下の有効利用について、検討していきます。

市内の渋滞状況、将来の開発計画等を踏まえ、幹線となる市道については計画的かつ効率的に整備を進めます。また、市道の長寿命化を図るとともに、適正な維持管理に努めます。

各道路の特徴や機能に応じた歩道や街路樹、街路灯の整備、案内サインの充実などによる良好な道路景観の形成に努めます。また、幹線道路沿線においては、地区計画を定める際の壁面後退など土地利用の適切な規制・誘導により、道路と民地が一体となった景観の形成に努めます。

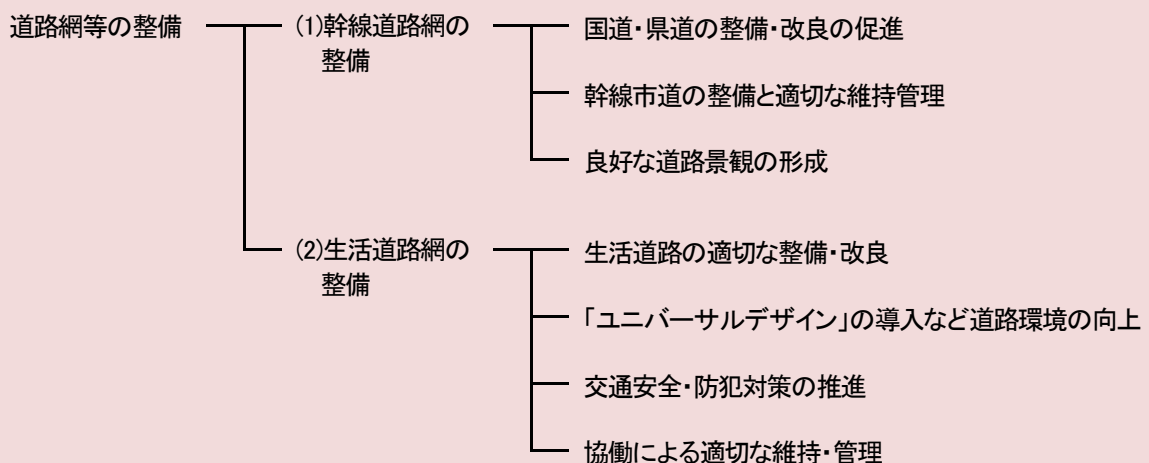
### (2) 生活道路網の整備

道路幅員や隅切りの確保、歩車道の分離、行止り道路の解消など、生活道路（住宅地内の市道や集落道など）の危険箇所から順次整備・改良を実施し、幹線道路と連絡する有機的なネットワークを計画的に形成します。

段差の解消など、だれもが利用しやすい「ユニバーサルデザイン<sup>※3</sup>」を推進し、道路環境の向上に向け取り組みます。特に、スクールゾーンや福祉施設周辺、住宅地内などでは、「コミュニティ道路<sup>※4</sup>」の推進や歩道設置などの交通安全対策等を実施します。

また、市道については適切な維持管理に努めるとともに、美化活動など市民と協働の取組を推進します。

#### 施策の体系



目標指標	前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
市道改良率	51.1% (H21年4月)	58.9% (H26年4月)	60.0%

【用語解説】

※3ユニバーサルデザイン：誰もが安全快適に利用できる空間・モノ・体制づくり

※4コミュニティ道路：蛇行や曲り角などにより自動車の速度を落とさせ、歩行者の安全性や快適性を考慮した歩行者優先道路

### ○バス事業の状況

平成 14（2002）年の「市内一周バス」の運行開始、豊崎地区の発展に伴う路線バスの延伸など、本市のバス路線は徐々に充実してきており、利便性が向上しています。

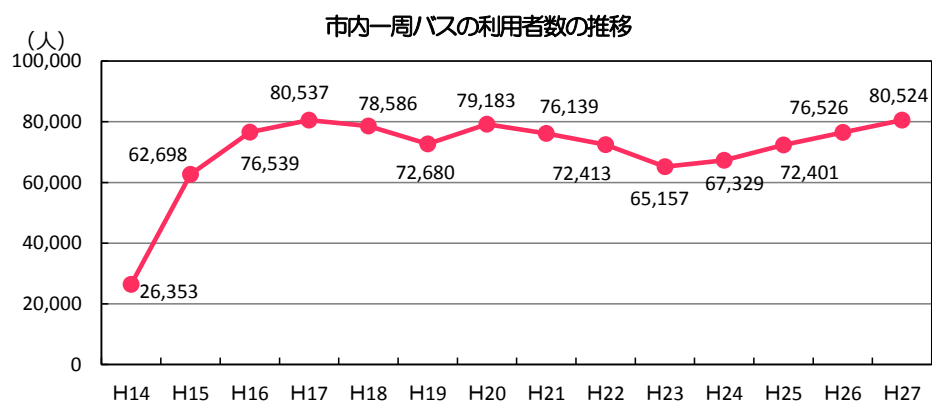
本市では自家用車への依存度が高く、地域によってはバスの停留所までの距離があるなど、必ずしも満足すべき状況にはありません。バス事業の維持・充実や「交通弱者（高齢者・障害者等の車を運転できない人）」の利便性向上などに向け、バスが利用しやすい環境づくりをバス事業者と連携して進めていく必要があります。

### ○新しい公共交通システム導入の検討

路線バスを運営しているバス事業者においては、いずれも厳しい経営状況にある中、国や県、民間事業者と連携を図りつつ、沖縄県で検討されている鉄軌道計画を踏まえ、本市でも新しい公共交通システム導入の検討を行っていく必要があります。

### ○公共交通利用への転換

バス事業等の公共交通を維持・充実し、交通渋滞緩和や環境負荷を軽減するためには、自家用車への過度な依存から公共交通利用への転換を、行政・市民が意識的に進めていくことが求められます。そのためには、公共交通が利用しやすいまちづくりや市民の意識啓発など、総合的な取組が必要となります。



※各年度ともに前年10月から当年9月まで  
 ※平成14年4月1日より運行開始

資料：協働のまち推進課

市内一周バス



市内一周バスルート図



**(1) バスサービスの維持・充実**

バス事業者をはじめとする関係機関と連携して、バスルートの検討や、停留所をはじめとする施設の充実、ICT（情報通信技術）を活用するなどした運行情報の提供、利用促進キャンペーンなどを支援します。

那覇市や那覇空港へのアクセス性向上の観点から、「沖縄都市モノレール ゆいレール」との接続性の維持にも努めます。

**(2) 新しい公共交通の検討**

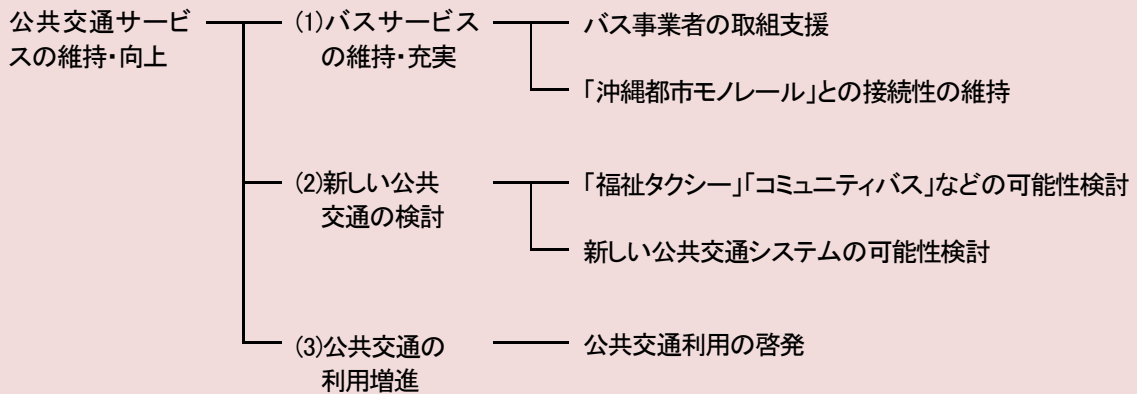
バスの停留所から離れた「公共交通不便地域」に居住する人や高齢者・障害者等の「交通弱者」のため、法令の規制緩和などの流れを踏まえつつ、「福祉タクシー<sup>※1</sup>」や「コミュニティバス<sup>※2</sup>」といった交通機関の導入の可能性を検討します。

本市における公共交通の現状把握及び課題の整理を踏まえ、周辺市町や関連機関と連携し、「LRT<sup>※3</sup>」などの新しい公共交通システムの導入可能性について調査・検討を行います。

**(3) 公共交通の利用増進**

沖縄県やバス事業者などと連携して、不要不急の自動車利用の抑制とバス・自転車利用促進のキャンペーン、バス利用者へのインセンティブ（優位性）の付与などを検討し、環境や人にやさしいまちづくりと、自家用車に過度に依存した現状の改善に努めます。

**施策の体系**



目標指標	前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
市内一周バスの利用者数	65,000人	80,000人	93,000人

**【用語解説】**

- ※1 福祉タクシー：身体障害者や高齢者など、移動に大きな制約を伴う人々を対象にするタクシー
- ※2 コミュニティバス：地域住民の交通の利便性向上を目的に、地方公共団体が運行に関する乗合バス
- ※3 LRT：Light Railway Transit 欧米や富山市等で導入されている近代的な路面電車



### ○公園・緑地の整備状況

本市で供用開始している都市公園<sup>※1</sup>は県営公園1箇所を含む35箇所です。近年、豊崎海浜公園や豊崎都市緑地、わんぱく広場、豊崎にし公園、そして宜保ふるじま公園が新規に整備されたことから、平成27(2015)年度末現在の市民1人当たりの公園面積は6.88㎡/人と、整備水準は改善されてきています。

また、都市公園とは別に、集落地域における農村公園が5箇所あり、民間事業者による宅地開発に伴い設置された小規模な公園もあります。

今後も「みどりの基本計画」等に基づき、市民の憩いの場として都市公園や農村公園などバランスのとれた計画的な配置や緑地の創出を図っていく必要があります。

### ○公園・緑地の維持管理

環境美化ボランティア活動支援制度により、地域住民の公園内の維持管理（除草・清掃など）の機会も増加してきています。また、指定管理者制度<sup>※2</sup>を活用した、効率的な公園管理を行なっています。

しかし、今後は老朽化が進む公園施設の修繕にかかる費用が増大することが予想されることから、公園利用者の安全安心を図るとともに、将来の改築に係るさらなるコストの低減を図ることが重要となっています。また、市民や事業者と連携して、適切な公園・緑地の維持管理を継続していくことが必要です。

都市公園の整備水準

	都 市 公 園 合 計		都市計画 区域内人口 (千人)	1人当たり 公園面積 (㎡/人)
	箇所	面積 (ha)		
豊見城市	34	42.67	62	6.88
沖縄県計	783	1,480.00	1,370	10.80
全国計	106,849	124,125.00	120,509	10.30

※平成27年度末現在

資料：沖縄県

豊崎海浜公園（豊崎美らSUNビーチ）



#### 【用語解説】

※1 都市公園：「都市公園法」に基づき設置する公園

※2 指定管理者制度：行政に代わって指定された民間事業者等が公共施設の管理を行う制度

### (1) 都市公園の整備

長嶺グスク周辺は、歴史・文化的資源として活用を図りながら、一帯の斜面地の維持・保全に努め、都市公園としての公園整備に努めます。

「みどりの基本計画」等に基づき、市内の各地でバランスのとれた公園の配置に努めます。また、親水公園・歴史文化公園・花のある公園・農村公園など、地域特性に合った個性ある公園の整備に努めます。

公園づくりに当たっては、計画段階からの市民参加を推進します。

### (2) 小公園・広場・緑地の整備

都市公園など根幹的な公園整備を着実に進める一方で、民間事業者による宅地開発に伴い設置される公園・緑地、道路わきや集落内の小空間などを活用して、小公園や小広場の整備も検討します。

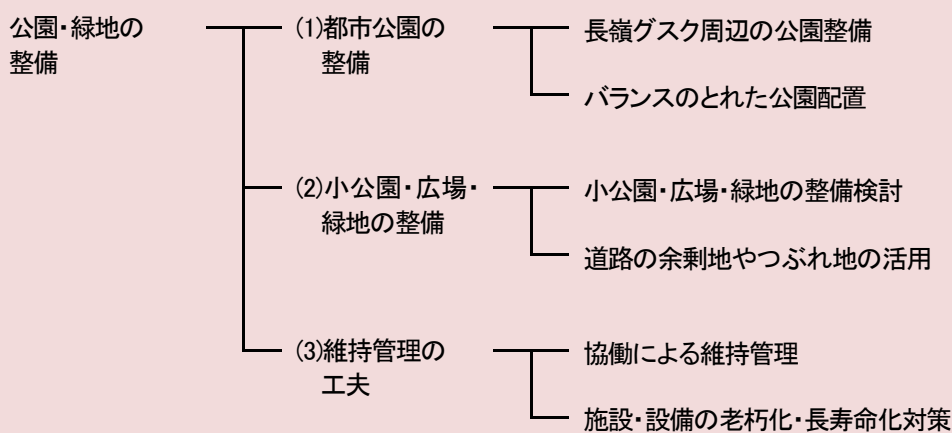
生活道路の余剰地やつぶれ地などを利用し、ベンチの設置や木陰をつくる樹木を植栽するなど、市内各所に「一息つける空間」の整備を検討します。

### (3) 維持管理の工夫

指定管理者制度の導入など市民や事業者との連携により、公園・緑地における日常的な維持・管理に努めます。

公園長寿命化計画に基づく老朽化施設・設備の修繕や長寿命化対策を講じるとともに、計画の見直しを行います。

#### 施策の体系



目標指標	前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
市民1人当たり都市公園面積	5.91 m <sup>2</sup> /人	6.88 m <sup>2</sup> /人	7.2 m <sup>2</sup> /人
都市公園面積	33.71ha (平成21年度末)	42.67ha	48.27ha

## 水の安定供給

### ○水道水の供給と施設整備の状況

平成 27 (2015) 年度における1日平均給水量は 17,586m<sup>3</sup>であり、沖縄県企業局から受水し市全域に供給しています。

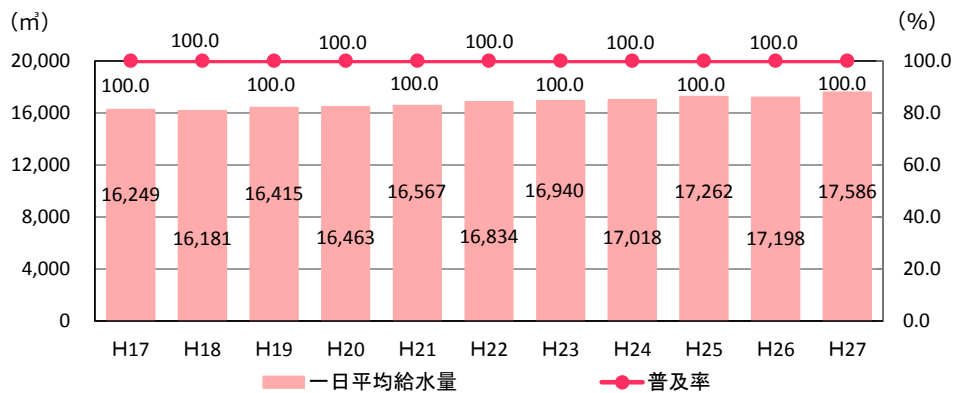
本市では、都市の発展や人口増に伴い給水量は増加していることから、水道事業の拡張計画を継続し、近年は平成 28 (2016) 年度を目標年度とした豊見城市水道事業中長期計画に基づき、配水池やポンプ場などの施設の整備、配水管の敷設と老朽化対策、漏水対策、耐震化などの基盤整備を進めるとともに、水質の安全性確保のための水質検査などを行ってきました。

今後も、人口の推移や宅地の拡大などによる水需要の動向を踏まえつつ、計画的な施設整備や水質の安全確保などを行うことにより、安全な水道水の供給に努める必要があります。

### ○限られた水資源の有効利用

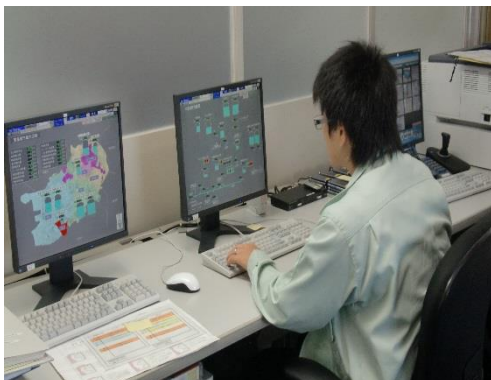
本市において人口増と宅地の拡大が続くなか、限りある水資源の有効利用を図るとともに、行政や市民・事業者などの利用者側に対して「節水」意識の啓発を図る必要があります。

給水に係る概況の推移



資料：水道部

中央監視施設



渡橋名配水池





**(1) 水道水の安定供給**

豊見城市水道事業中長期計画に基づき、増加する人口や宅地の拡大などの需要に応えるとともに、災害時のライフラインを確保するための耐震化や長寿命化を考慮した施設整備・老朽化対策、配水池やその他給水関連施設の維持や管理、水質の定期検査などを実施し、安全な水道水を安定的に供給します。

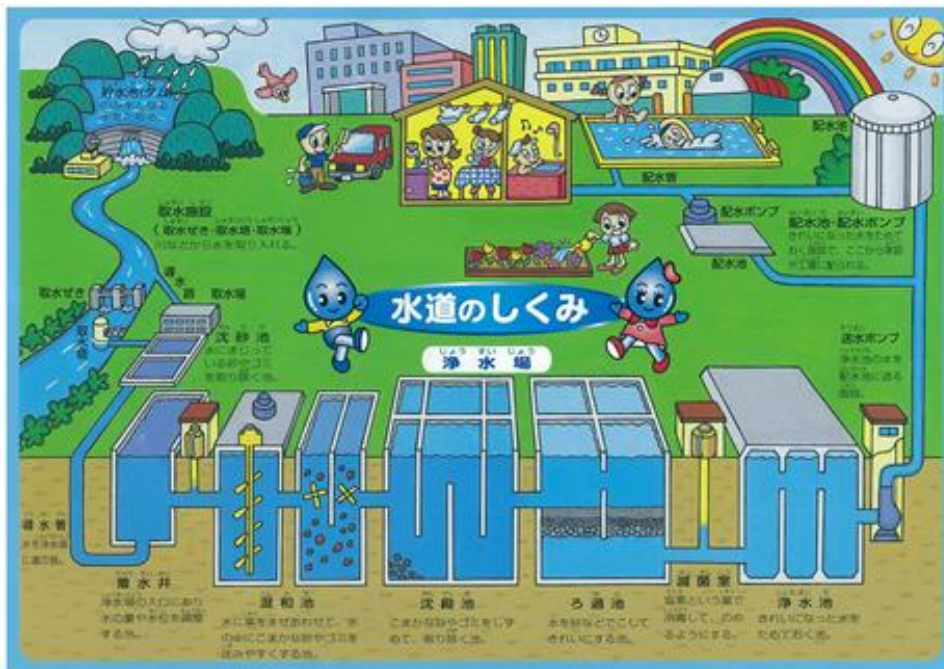
また、漏水調査を実施し、「有収率（有効に供給できる割合）」の向上に努めます。

**(2) 水の有効利用の推進**

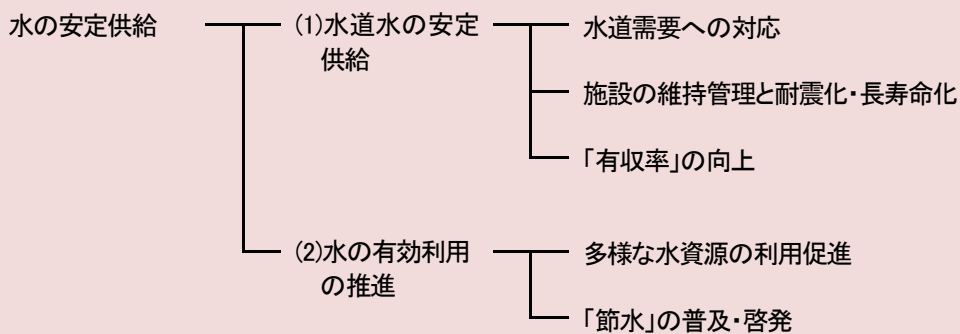
雨水利用の推進など、多様な水資源の利用に努めます。

「水は有限な資源である」という認識に立って、水の有効利用と「節水」の普及・啓発活動を推進します。

水道のしくみ



**施策の体系**



目標指標	前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
有収率	94.9%	96.46%	96.5%

### ○公共下水道（汚水・雨水）充実の必要性

本市の下水道整備については、昭和56（1981）年度に、公共下水道の整備事業に着手し、昭和60（1985）年10月から供用を開始しました。平成27（2015）年度末現在、全体計画面積924.3haのうち557.9haが供用開始しており、計画面積に対する整備率が約60.4%、人口普及率が約73.1%となっています。

豊崎地区の整備はほぼ完了し、今後は内陸部の市街地における未整備地域の早期整備を図る必要があります。

また、下水道施設の一部においては耐震化や長寿命化に考慮した老朽化対策が必要とされ、平成26（2014）年度に長寿命化計画を策定、平成27（2015）年度には長寿命化の実施設計を完了しました。今後、これらに基づく経年管の更生や改築などを計画的に実施していく必要があります。

近年、集中豪雨が多発し、本市でも浸水被害がみられるため、雨水排水については、充実した施設（雨水管など）を整備していく必要があります。

また、経営状況や資産状況を明確にし経営健全化を図るため、公営企業会計への転換や組織統合に向け、取り組む必要があります。

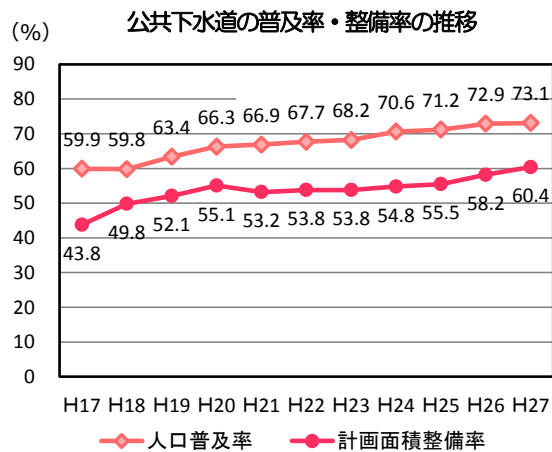
### ○農業集落排水施設の維持と整備検討

平成15（2003）年度に、保栄茂・翁長地区で農業集落排水施設整備事業を完了し、施設等の維持管理を進めてきましたが、施設の老朽化にともない、より多くの修繕が必要になることが予想されることから、平成27（2015）年度には劣化状況等を踏まえて施設機能の保全に必要な対策等を定める「最適整備構想」を策定しました。今後は、同構想に基づき施設機能の保全等を図るとともに、接続率の向上を図る必要があります。

### ○浄化槽設置の啓発

生活排水の処理施設として、「公共下水道」「農業集落排水」とともに「浄化槽」があり、大きく「単独処理浄化槽」と「合併処理浄化槽※1」の2種類に分かれます。

浄化槽の設置者には一定の維持管理の義務が生じる一方で、浄化槽の設置に対する補助制度があります。本市で「浄化槽」を使用している家庭や事業所の大半は「単独処理浄化槽」となっており、生活雑排水は未処理のまま河川へ放流されている状況にあるため、「合併処理浄化槽」の設置を進めていく必要があります。



※各年度とも3月31日現在  
※平成21年度に計画面積を拡大したため整備率が下がっている  
資料：沖縄県

【用語解説】

※1 合併浄化槽：尿尿と併せて生活雑排水を処理する設備、単独浄化槽は尿尿のみを処理する設備

**(1) 公共下水道（污水・雨水）の整備**

公共下水道の計画区域において、污水处理のための下水道施設の新規整備を段階的に推進します。今後は県道等の整備状況、社会情勢の変化や人口動態・分布の見通しを考慮し、効率的な施設整備に努めていきますが、基本的には市街地における未整備地域の早期整備を図ります。また、老朽化が懸念されている污水管や中継ポンプ場などの施設について、長寿命化計画等に基づく管路施設の計画的な整備・改善を推進します。

公共下水道への接続環境が整っている区域では接続を啓発・要請し、接続率の向上に努めます。また、浸水被害など対策が必要な箇所について、雨水管などの施設整備に努めます。

下水道事業の効率化及び安定化のため、公営企業会計の適用や上下水道の組織統合に向けた関係機関との協議をすすめます。

**(2) 農業集落排水施設の活用**

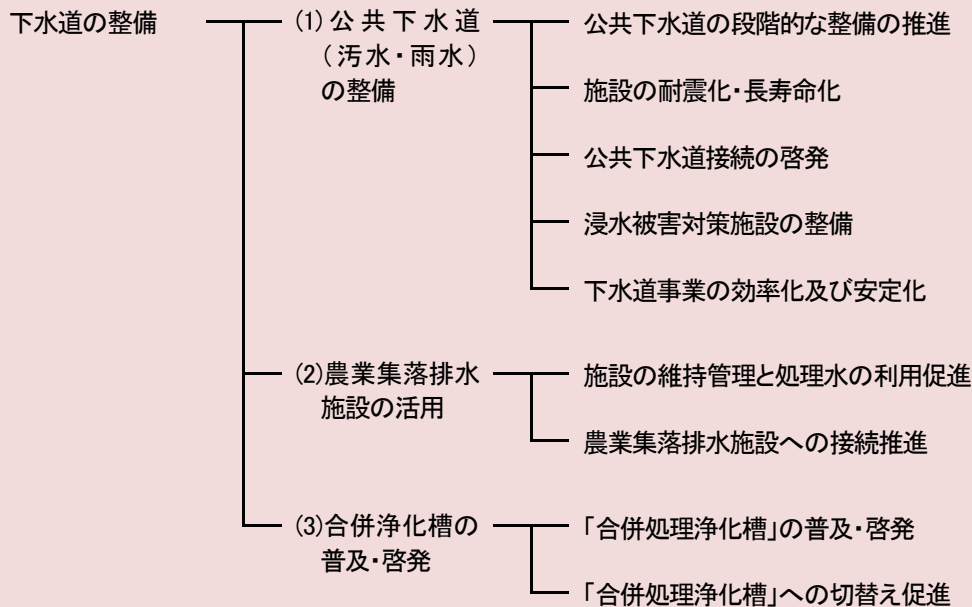
最適整備構想に基づく施設の適切な維持管理を行うとともに、処理水の農業用水としての利用を促進します。また、施設整備の趣旨を啓蒙して、農業集落排水施設への接続を推進します。

**(3) 合併浄化槽の普及・啓発**

公共下水道や農業集落排水施設の計画区域外では、補助制度を活用した「合併処理浄化槽」の設置を普及・啓発し、適切な污水处理・排水処理を推進します。

また、「単独処理浄化槽」から「合併処理浄化槽」への切替えを促進します。

**施策の体系**



目標指標	前期基本計画策定時の実績値	2015年度実績値	2020年度目標値
下水道整備面積（污水）	492ha	557ha	560ha
下水道整備面積（雨水）	400ha	427ha	437ha



